

再意見書

平成21年9月8日

総務省総合通信基盤局  
電気通信事業部料金サービス課 御中

郵便番号 103-0013

とうきょうとちゅうおうくにほんばしにんぎょうちょう  
住所 東京都中央区日本橋人形町2-14-10

氏名 NTTブロードバンドプラットフォーム株式会社

だいひょうとりしまりやくしやちょう こばやし ただお  
代表取締役社長 小林 忠男

連絡先

「競争セーフガード制度の運用に関する再意見の募集（2009年度）」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

「競争セーフガード制度の運用に関する意見募集（２００９年度）の再意見の募集」に関して、意見提出の機会をいただき御礼申し上げます。弊社の意見を以下のとおり提出させていただきますので、お取り計らいの程、お願い申し上げます。

再意見提出者：NTTブロードバンドプラットフォーム株式会社

意見提出者	該当部分	再意見
株式会社 ケイ・ オプティコム	<p>P2</p> <p>2 日本電信電話株式会社等に係る公正競争要件の検証</p> <p>(1) 検証の対象</p> <p>3. プラットフォームビジネスを通じたNTTグループの連携について</p> <p>本年5月のNTT持株会社によるNTTグループの決算発表において、上位レイヤビジネスの取組み例として、NTTグループ各社のネットサービスIDでパートナーのサービスが利用可能になる「NTTシングルサインオン（仮称）」が紹介されております。</p> <p>詳細仕様やサービス提供主体は、明確ではないものの、このような取組みは、NTTグループ各社が培った顧客基盤を礎子にNTTグループの一体化を志向するものであり、また電気通信市場における市場支配力を、上位レイヤ市場に行使しようとするものであると考えます。</p> <p>一方、本年7月に、NTTブロードバンドプラットフォームによって、屋外ではNTTドコモの携帯電話網もしくはNTTコミュニケーションズ等の公衆無線LANと接続でき、屋内ではNTT東西のフレッツ光用のルータとして活用できるポータブルコグニティブ無線ルータが発表されております。</p> <p>これは、端末レイヤを核として、NTTグループ各社のサービスを融合・連携しようとする取組みであると考えます。</p> <p>そもそもNTTグループの一体的活動は、NTT再編時の趣旨に反するうえ、仮に、これら取組みを通じて、NTTグループ事業者の優先的な取扱いや顧客の囲込みが行われた場合、公正競争が阻害されることから、取組み内容の詳細を確認のうえ、その是非を含めて検証いただく必要があると考えます。</p>	<p>ポータブルコグニティブ無線ルータは、無線LAN搭載機器の普及拡大に伴い、それらの機器を使った便利で楽しいサービスを無線LANエリアに限らず「いつでも、どこでも」利用したいという多くのお客様の声を背景に開発した、お客様が意識することなく最適なブロードバンドシステムを自動選択、自動接続、自動切替を行う端末機器です。</p> <p>本機器は、オープンに利用できるネットワークサービス及び各事業者から開示されている端末の接続条件を活用し提供するものであり、</p> <p>①弊社が指定電気通信設備設置事業者から不当に優先的な取扱いを受けていないこと</p> <p>②他の事業者の方々も各ブロードバンドサービスを活用することにより本機器と同様の機器を提供することが可能であり、他の事業者の方々も指定電気通信設備設置事業者から不利な取扱いを受けることはないこと</p> <p>等から、競争セーフガード制度により検証される公正競争の確保に支障を与えるものではないと考えております。実際に、複数の事業者の方々も無線LAN搭載機器を活用するポータブル無線ルータを開発・提供していると認識しております</p> <p>また、様々なブロードバンドシステムが各事業者から提供されてきている等、技術の開発、融合が進展している状況においては、本機器のような最適なサービスを融合・活用する機能を始めとするお客様にとって価値の高い製品・サービスを、全ての事業者が創意工夫をこらし積極的に提供し、お客様の利便性の向上を図る取り組みが重要であると考えております。</p>